

SDS歯科訪問センター

堺事務所

〒590-0024
堺市堺区向陵中町4丁5-8,1F-B102
☎ **0120-565-418**
TEL: 072-256-2200 FAX: 072-256-2201

平野事務所

〒547-0002
大阪市平野区加美東4丁目11-15,1F
☎ **0120-288-418**
TEL: 06-6795-0648 FAX: 06-6795-0647

訪問歯科サービスについて

訪問歯科サービスとは？

要介護の高齢者では、歯科医院に通院したくても出来ない方が、たくさんいらっしゃいます。そんな患者様のご要望にお応えするために、ご自宅や施設に伺い、歯科治療や口腔ケアを行うのが訪問歯科診療です。

訪問する日

診療は基本的に週1回です。
毎回同じスタッフが同じ曜日、同じ時間に訪問歯科診療にお伺いいたします。
診療の曜日・時間は患者様のご都合をうかがった上で決定します。
※車での移動のため、交通事情により訪問時刻が多少前後する場合がございます。

診療する場所

基本的に患者様が普段お過ごしのご自宅、施設、病院等へ直接ご訪問します。
患者様のお体の状態に合わせ、無理やご負担がかからないような体勢で診療させていただきます。

訪問治療の対象となる方

寝たきりの方

歩けない方

お口のことでお困りの方

寝たきりの方、歩けない方で、お口の中のことでお困りの方を対象としています。

○治療機器

歯科医院で使用する治療機器と同等のコンパクトな機器を
歯科往診車に搭載してお伺いします。
そのため、**歯科医院で受ける診療と同等の診療が可能です。**

訪問歯科治療の流れ

ご提供する治療・ケアは「適性」「安心」「清潔」をお約束します。

1 訪問歯科診療のお申し込み

お電話かFAXにて受け付けております。

堺事務所 ☎️ 0120-565-418 TEL: 072-256-2200 FAX: 072-256-2201

平野事務所 ☎️ 0120-288-418 TEL: 06-6795-0648 FAX: 06-6795-0647

お電話を頂いた際にお伺いする内容

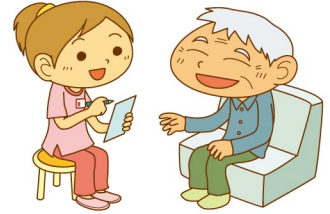
1. 患者様のお名前、住所、電話番号
2. ご家族の方からご連絡を頂いた場合
お名前 続柄 電話番号
介護事業者様などからご連絡を頂いた場合
事業者名 担当者様名 電話番号
3. 主疾患名、患者様と接するうえでの注意点など
4. 担当ケアマネージャー様のご氏名、電話番号など

※ご提供頂いた情報は SDS 歯科訪問センターにおける個人情報保護方針に基づき、訪問歯科診療を目的としてのみ使用し、厳密に保管管理致します。

2 訪問日時の調整

お電話での内容をもとに、SDS 歯科訪問センターから折り返しお電話にて日程を決めさせていただきます。
FAX でご依頼頂く際にはご連絡先（ご本人、ご家族、事業者様など）を必ずご記入下さい。

※患者様のご希望に添えるよう日程の調整をしておりますが、
訪問歯科診療は予約制のため、ご希望に添えない場合もございます。ご了承下さい。



3 歯科診療・口腔ケアの実施

初回の問診により状態の把握をします。診療内容や料金など、患者様の同意を得た上で治療を始めます。



診療を行う前に行うこと

1. 問診 患者様の健康状態などを詳しくお伺いします。
2. ご説明・ご相談
患部の状態、治療内容・口腔ケアの必要性・患者様の自己負担金
※ご心配なことがありましたら、担当の先生に直接ご相談下さい。

○ 訪問歯科衛生指導内容説明書・管理指導計画書

患者様の同意を頂いた上で行う治療の状況や、治療後の注意点などを介護事業者のご担当者様へご報告します。

○ 診療内容や注意点などをご連絡します

患者様の QOL（生活の質）向上のためには情報の共有化が欠かせません。
患者様の同意を得た上で行った治療の状況や注意点などを記載した「訪問歯科衛生指導内容説明書・管理指導計画書」を作成し、治療開始時、治療中などに介護事業者様へご報告いたします。

内容は…

- ・患者様の口腔内の状況 ・治療内容
- ・口腔ケア内容 ・注意点や気づいた点など

※この他「診療情報提供書」などにより、必要に応じ他の医療機関と連携をとっています。

訪問歯科診療にかかる患者様の一部負担金

訪問歯科診療は歯科医院への通院が困難な方が対象になります。

○ 医療保険の適用になります

1. 後期高齢者の方 ○ 75歳以上の方 ○ 65歳以上で広域連合から障害認定を受けた方	定率 1割自己負担 (現役並所得者の方は 3割自己負担)
2. 前期高齢者の方 ○ 65歳から 74歳の方	65歳から 69歳までの方はお持ちの保険証に準じて自己負担 70歳から 74歳までの方は 2割もしくは 3割自己負担
3. 障害者、生活保護の方	各市町村の減免と同じ取扱です。
4. 一般の方	一般の医療保険の自己負担と同じ取扱です。 ※高額医療費の自己負担限度額を超えた場合は運付されます。

○ 介護保険も適用となります (介護認定を受けている方)

1. 歯科医師によるもの	1回 500円 (月2回まで)
2. 歯科衛生士によるもの	在宅の方 : 1回 350円 (月4回まで) 施設にご入居の方 : 1回 300円 (月4回まで)



訪問可能エリアは
大阪府下 **90%以上**を
カバーしております。

京都・和歌山・奈良でも訪問可能な
エリアもございますので
お気軽にお問合せ下さい。

- 交通費・お礼等は一切必要ありません。
- 料金、治療期間などはお口の状態によって異なります。
- ご不安な方はお伺いする歯科医師にお気軽にお尋ねください。
- 医療保険と介護保険の自己負担が同一訪問時に同時に発生する場合があります。